

資料 8 府環境影響評価条例の対象事業の概要

事業の種類・内容	第一種事業	第二種事業
	(必ず環境アセスメントを行う事業)	(環境アセスメントが必要かどうかを個別に判断する事業)
1 道路の新設及び改築の事業		
(1)一般国道等	4 車 線・長さ7.5km以上	4 車 線・長さ 5 km～7.5km
(2)林道	幅員 6.5 m 以上・長さ15km以上	幅員 6.5 m 以上・長さ10km～15km
(3)特定地域*を通過する林道	幅員 5 m 以上・長さ10km以上	—
(4)その他の道路	4 車 線・長さ7.5km以上	4 車 線・長さ 5 km～7.5km
2 ダム新築等事業		
(1)ダム	貯 水 面 積 75ha以上	貯 水 面 積 50ha～75ha
(2)堰	湛 水 面 積 75ha以上	湛 水 面 積 50ha～75ha
(3)放水路	土地 改 変 面 積 75ha以上	土地 改 変 面 積 50ha～75ha
3 鉄道及び軌道の建設及び改良の事業		
(1)普通鉄道	長さ7.5km以上	長さ 5 km～7.5km
(2)新設軌道	長さ7.5km以上	長さ 5 km～7.5km
4 飛行場及びその施設の設置又は変更の事業		
	滑走路長さ1,875m以上	滑走路長さ1,400m～1,875m
5 発電所の設置又は変更の工事の事業		
(1)水力発電所	出力 22,500kW以上	出力16,500kW～ 22,500kW
(2)火力発電所	出力112,500kW以上	出力84,000kW～112,500kW
(3)風力発電所	出力 1,500kW以上	—
6 廃棄物処理施設の設置並びにその構造及び規模の変更の事業		
(1)最終処分場	埋立処分場所面積 5ha以上	—
(2)廃棄物焼却施設	処理能力 4 t /時間以上	—
(3)し尿処理施設	処理能力100k ℓ /日以上	—
7 水面の埋立て及び干拓の事業		
	面積40ha以上	面積30ha～40ha
8 土地区画整理事業		
	面積75ha以上	面積50ha～75ha
9 新住宅市街地開発事業		
	面積75ha以上	面積50ha～75ha
10 工業団地の造成事業		
	面積75ha以上	面積50ha～75ha
11 新都市基盤整備事業		
	面積75ha以上	面積50ha～75ha
12 流通業務団地造成事業		
	面積75ha以上	面積50ha～75ha
13 住宅団地の造成事業		
	面積75ha以上	面積50ha～75ha
14 工場又は事業場の設置又は変更の事業		
	最大燃料使用量15k ℓ /時間以上 平均排出水量 1 万 ³ /日以上	最大燃料使用量10k ℓ /時間～15k ℓ /時間 平均排出水量7,500 ³ /日～ 1 万 ³ /日
15 農用地の造成の事業		
	面積75ha以上	面積50ha～75ha
16 レクリエーション施設用地の造成事業		
	面積75ha以上	面積50ha～75ha
17 規則で定める事業		
(1)その他の造成事業	面積75ha以上	面積50ha～75ha
(2)8～13, 15, 16, 17(1)の複合事業	面積75ha以上	面積50ha～75ha

備考 *「特定地域」とは、自然公園法、森林法、府環境を守り育てる条例等で指定等が行われた地域をいいます。

注意 京都市内で実施される事業については、原則として、京都市環境影響評価等に関する条例が適用されます。